

会員ニュース

2015. 4 (新-49号)

日本電気管理技術者協会
事務局 倉永

季節の移ろいの容赦なき様に、桜の記憶が抜け落ちてしまいそうな今日この頃でございます。気が付けばすっかり初夏、皆様におかれましては爽やかな連休をお楽しみいただきますよう祈念申し上げます。

さて、衣替えが間に合わず冬物を着たままで汗をかく事務局より「会員ニュース（49号）」をお届け申し上げます。



(2015年4月 豊島区千早、珍しや大崖石榴[おおいたび]の果実を見つけました。)

ドロ～ンして ドロンしないで 捕まった

今月は、川柳一句のお粗末

1. 4月3日、関東東北産業保安監督部のHPに「『電気主任技術者制度に関するQ&A』について」が掲載されました。

「経済産業省は、『電気主任技術者制度に関するQ&A』として整理しましたのでお知らせします。」とのことでした。

資料は482KB(22頁)になりますが、とてもまとまっていて日頃の疑問が解ける内容になっています、是非ご一読ください。

なお、詳細は事務局までお問合せください。

2. 4月10日、同HPに「『電気事故報告について』のページをリニューアルしました」が掲載されました。

あつてはならない電気事故ですが、もしもの時にはいち早く「報告」する義務があります。関東東北産業保安監督部のHPから「電力安全」のページを開き「電気事故報告について」をクリックするとこのページにたどり着けます。

各種報告書様式が用意され、記入方法も紹介されています。電気事故情報も毎月更新されていますので、日ごろからチェックを心がけていただきたいと思います。

3. 4月24日、同HPに「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」の一部改正についてが掲載されました。

発出文書の始めに「電気事業法(昭和39年法律第170号。以下「法」という。)第43条第1項の選任、法第43条第2項の許可、電気事業法施行規則(平成7年通産省産業令第77号。以下「規則」という。)第52条第1項の表第6号に掲げる事業場又は設備に行う主任技術者の選任、規則第52条第2項の承認及び規則第52条第3項ただし書きの承認について、下記のとおり解釈及び運用方針を定め運用することとする。

なお、当該規定の解釈はこの内規に限定されるものではなく、法及び規則に照らして十分な保安水準の確保ができる根拠があれば、当該規定に適合するものと判断する。」とありました。

なお、詳細は事務局までお問い合わせください。

4. 協会役員改選の告示

会員の皆様へ、協会役員への立候補をお願いいたします。

協会「定款」により、現役員は全員任期の終了を迎えます。

今期(第2期)の役員候補者を募ります。

役員へ立候補を希望される方は事務局へご連絡ください。

役員会・事務局より重ねましてのお願い

再度、総会の予定をご確認いただき、皆様是非ご出席をお願いいたします！！

「一般社団法人 日本電気管理技術者協会 定期総会」

5月20日(水) 「YRイベントホール」

11:00 より 「定期総会」

12:30 より 「懇親会」(今年は、昼食会で企画いたしました)